

3-1-3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1. 河川及び湖沼の分布

調査区域及びその周辺の河川等の分布を図 3-1-3-1 に示す。

対象事業実施区域の周辺には、西側に前川、戸田川が流れている。

2. 上水道

関係市の上水道の状況を表 3-1-3-1、図 3-1-3-2 に示す。

上水道の普及率は、深谷市で 98.2%、熊谷市で 97.8%と高くなっている。

表 3-1-3-1 上水道の状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
深谷市	給水区域内人口 (人)	144,592	144,239	143,683	143,262	142,721
	給水人口 (人)	141,431	141,116	140,841	140,669	140,179
	普及率 (%)	97.8	97.8	98.0	98.2	98.2
	年間配水量 (m ³)	18,220,878	18,269,159	18,234,897	17,964,546	18,115,363
熊谷市	給水区域内人口 (人)	197,243	197,861	197,243	196,223	194,542
	給水人口 (人)	192,823	193,424	192,823	191,835	190,200
	普及率 (%)	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8
	年間配水量 (m ³)	25,299,948	25,915,891	25,299,948	25,235,331	24,806,107

(資料：令和 2 年度水道事業年報 深谷市、熊谷市統計書 令和 2 年度版)

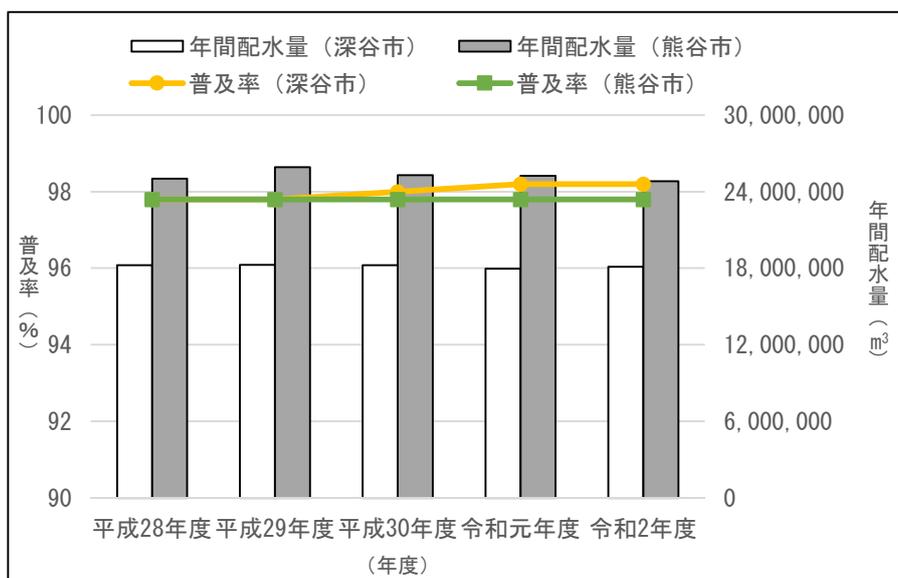


図 3-1-3-2 上水道の状況

3. 漁業権

関係市の漁業権の状況を表 3-1-3-2 に示す。

調査区域周辺を流れる河川には漁業権はないが、関係市を流れる利根川、深谷市内を流れる荒川、小山川、福川、熊谷市内を流れる元荒川には漁業権が設定されている。

表 3-1-3-2 漁業権

免許番号	主な区域	漁業権魚種	漁業権者 (漁業協同組合)	漁場の位置
共第 1 号	荒川(上流から大芦橋) 中津川・赤平川・横瀬川	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、かじか、わかさぎ、 なまず	埼玉中央漁業協同組合 秩父漁業協同組合	秩父市、皆野町、長瀬町、寄居町、 深谷市、熊谷市、鴻巣市、 小鹿野町、横瀬町、飯能市、滑川町、 東松山市、行田市
共第 4 号	小山川・福川・ 間瀬川	うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 わかさぎ、なまず	埼玉中央漁業協同組合 秩父漁業協同組合 児玉郡市漁業協同組合	深谷市、熊谷市、行田市、皆野町、 美里町、本庄市、上里町、 神川町、長瀬町
共第 5 号	中川・綾瀬川・ 元荒川・大落古利根川 青毛堀川・備前堀川 葛西用水	おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、わかさぎ、 なまず	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	羽生市、加須市、久喜市、幸手市、 杉戸町、松伏町、春日部市、 吉川市、越谷市、草加市、三郷市、 八潮市、桶川市、蓮田市、 伊奈町、上尾市、さいたま市、 川口市、熊谷市、行田市、鴻巣市、 白岡市、北本市、宮代町、 茨城県猿島郡五霞町、東京都足立区、 葛飾区
共第 8 号	利根川(五料橋から加須市飯積) 烏川(群馬県境から下流) 神流川(渡戸橋から下流)	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、わかさぎ、 なまず	児玉郡市漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合 東毛漁業協同組合(群馬県) 烏川漁業協同組合(群馬県)	本庄市、熊谷市、行田市、羽生市、 加須市、上里町、神川町、 上里町、群馬県伊勢崎市、太田市、 佐波郡玉村町、邑楽郡明和町、 千代田町、大泉町、板倉町、 藤岡市

(資料：埼玉の水産/埼玉県内の漁業権免許取得状況 (埼玉県ホームページ))

4. 地下水

埼玉県北部地域の地下水採取量を表 3-1-3-3、図 3-1-3-3 に示す。
水道用としての利用が最も多く、次いで工業用での利用が多い。

表 3-1-3-3 埼玉県北部地域の地下水採取量

(単位：千 m³/日)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
水道用	126.5	127.1	123.3	126.7
建築物用	3.5	3.1	3.5	3.4
工業用	39.6	47.1	41.1	42.5
農業用	3.8	3.9	3.3	4.9
水産用	4.1	3.8	4.0	3.8
非常災害	5.4	5.4	7.3	8.2
その他	3.9	3.7	2.1	3.4
計	186.8	194.1	184.6	192.9

(資料：埼玉県環境白書 令和 3 年版)

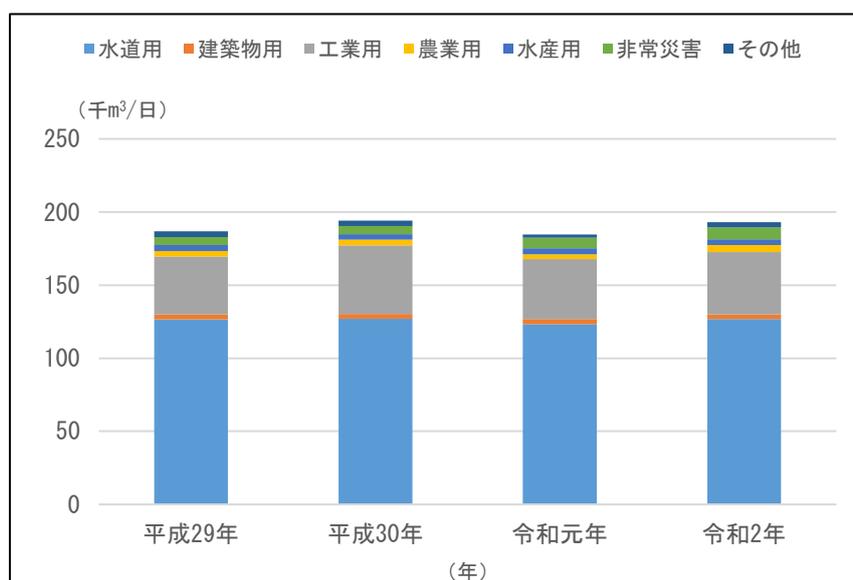


図 3-1-3-3 埼玉県北部地域の地下水採取量

3-1-4 交通の状況

1. 道路交通

調査区域及びその周辺の道路の状況を図 3-1-4-1 に示す。

調査区域及びその周辺には、国道 17 号及び 140 号、県道の熊谷児玉線、深谷嵐山線、深谷東松山線等が通っている。

調査区域の道路交通センサス一般交通量の調査結果を表 3-1-4-1、調査地点を図 3-1-4-1 に示す。

表 3-1-4-1 平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果

路線名	交通量観測地点名	昼間 12 時間自動車類 交通量 (上下合計)			24 時間自動車類 交通量 (上下合計)		
一般国道 17 号	深谷市幡羅町 1 丁目 7	12,714	1,649	14,363	17,598	2,682	20,280
一般国道 140 号	深谷市瀬山 191	16,644	3,510	20,154	22,916	5,098	28,014
深谷嵐山線	深谷市人見 421-1	8,783	799	9,582	11,153	978	12,131
熊谷児玉線	深谷市折之口 1775	3,961	1,094	5,055	5,298	1,324	6,622
深谷東松山線	熊谷市新堀新田 621	11,039	976	12,015	14,458	1,642	16,100
熊谷児玉線	熊谷市三ヶ尻 3643	6,109	1,523	7,632	8,127	1,871	9,998
美土里町新堀線	熊谷市新堀新田 487-1	12,433	1,813	14,246	16,497	2,593	19,090

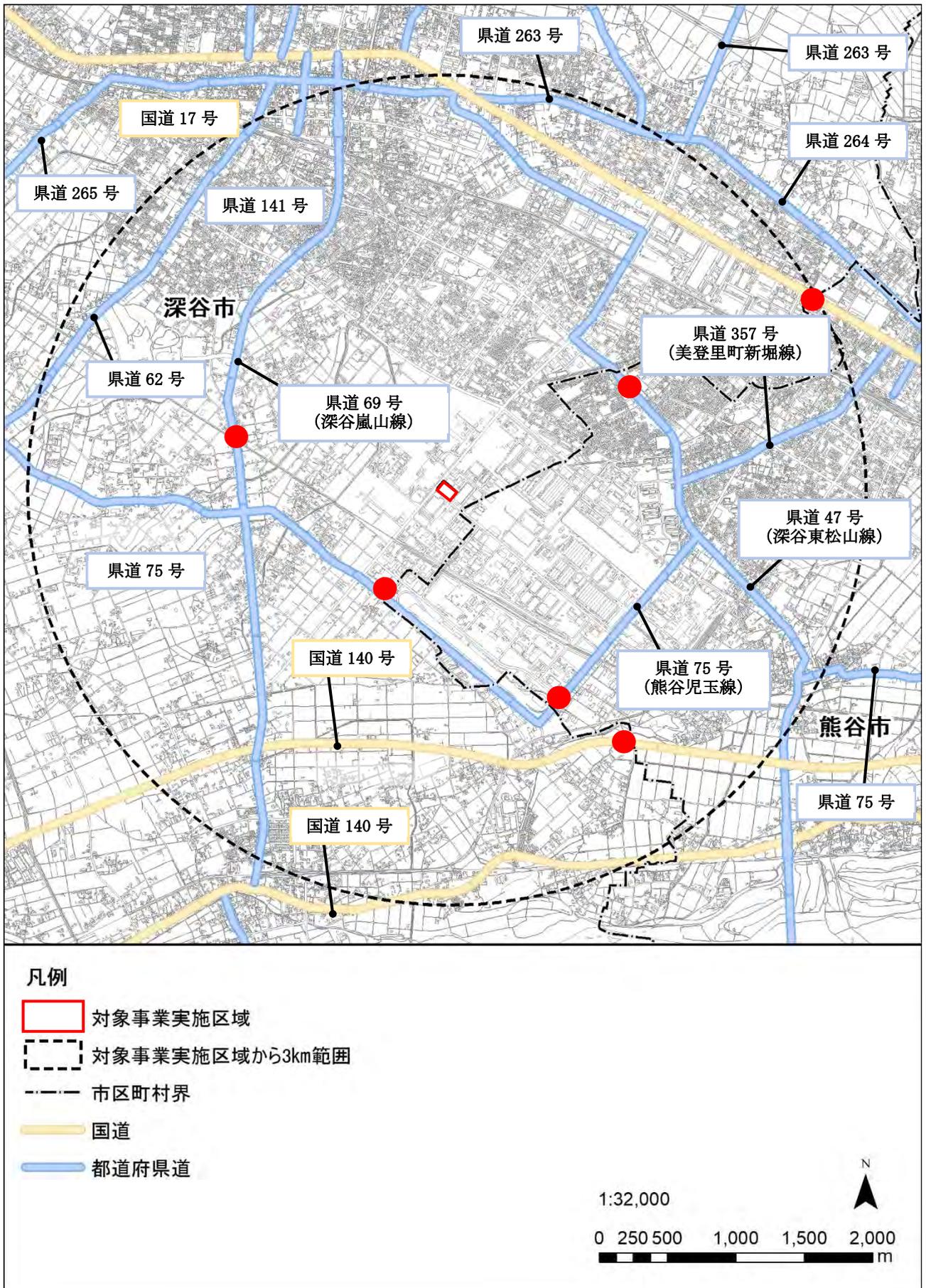


図 3-1-4-1 道路の状況

2. 鉄道

調査区域及びその周辺の鉄道の状況を図 3-1-4-2 に示す。

調査区域及びその周辺には、JR 東日本の高崎線及び秩父鉄道の秩父本線が通っており、調査区域近隣の駅としては、高崎線の深谷駅と秩父本線の明戸駅がある。

各駅の乗車人員の推移を表 3-1-4-2、図 3-1-4-3 に示す。

各駅ともおおむね横ばいで推移していたが、令和 2 年度に減少した。

表 3-1-4-2 乗車人員の推移

(単位：人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
JR 東日本 高崎線	深谷駅	3,632,407	3,668,771	3,693,177	3,654,745	2,573,250
秩父鉄道 秩父本線	明戸駅	51,611	52,644	56,047	53,160	38,455

(資料：埼玉県統計年鑑)

統計資料に示される令和元年度の深谷駅データは「1 日平均乗車人員」であるため、365 日に乗じて算出した。

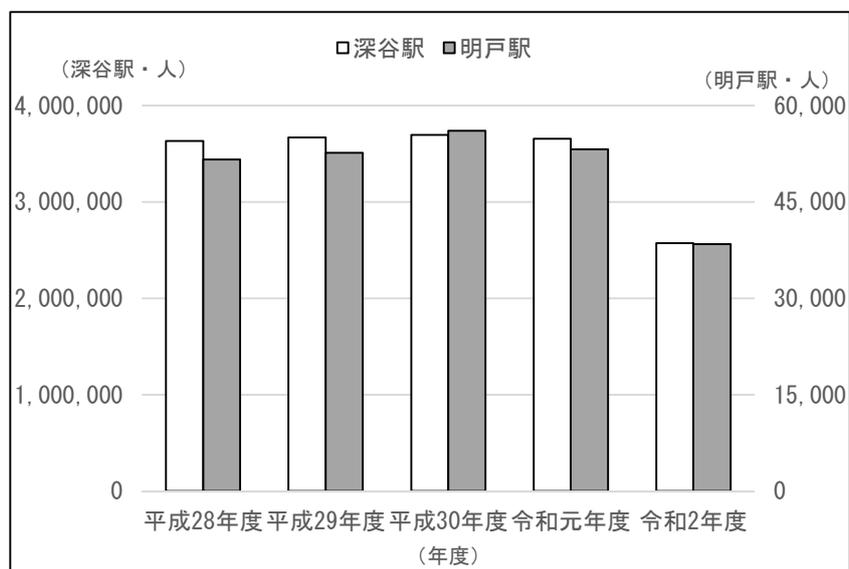
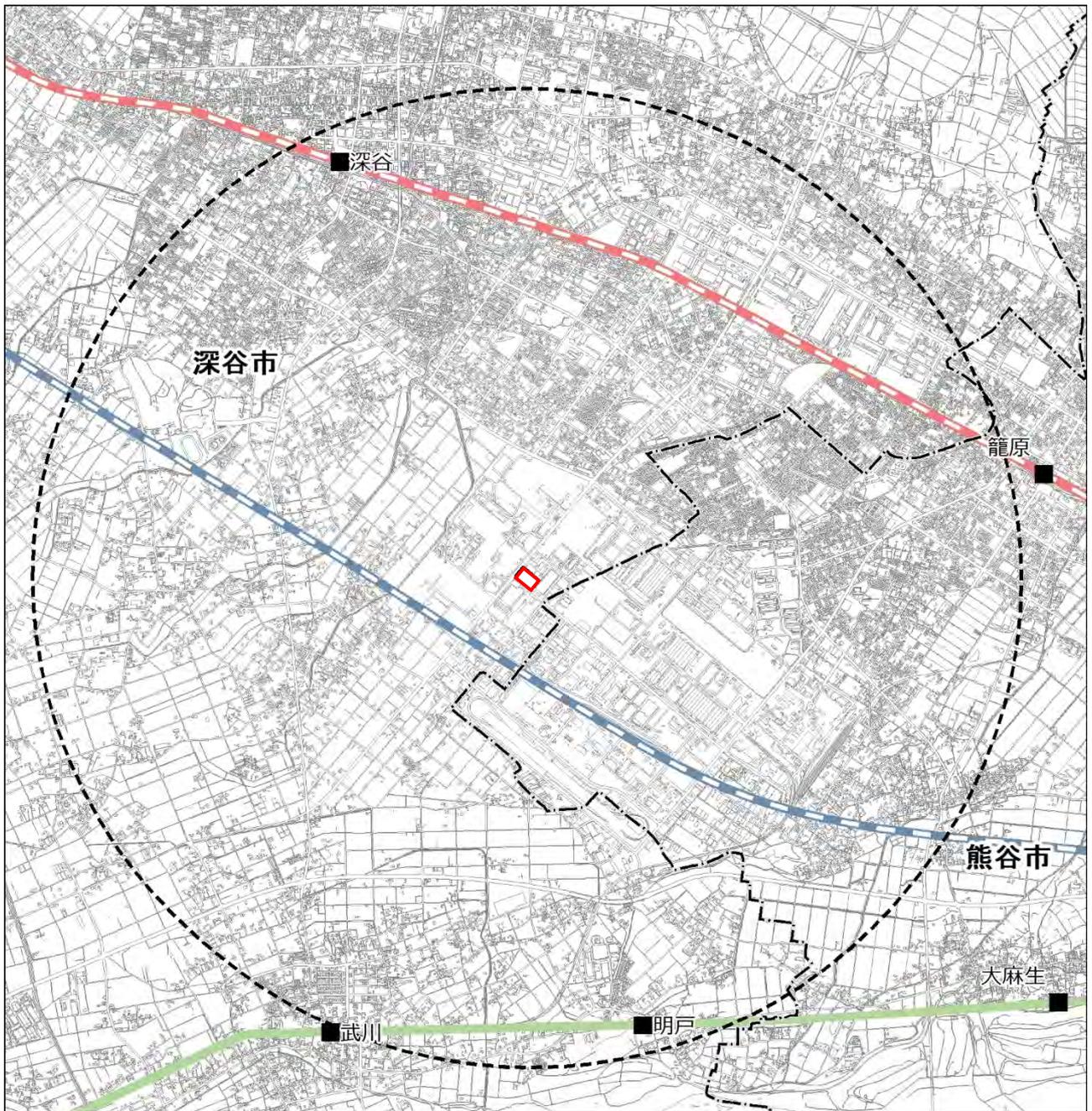


図 3-1-4-3 乗車人員の推移



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界
- 駅
- 上越新幹線
- JR高崎線
- 秩父鉄道

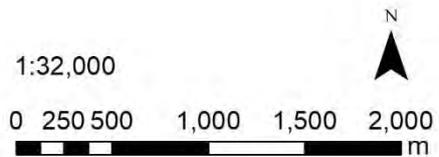


図 3-1-4-2 鉄道の状況

3-1-5 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

1. 環境保全上配慮が必要な施設

調査区域及びその周辺の環境保全上配慮が必要な施設の状況を表 3-1-5-1(1)～表 3-1-5-1(2)及び、図 3-1-5-1(1)～図 3-1-5-1(3)に示す。

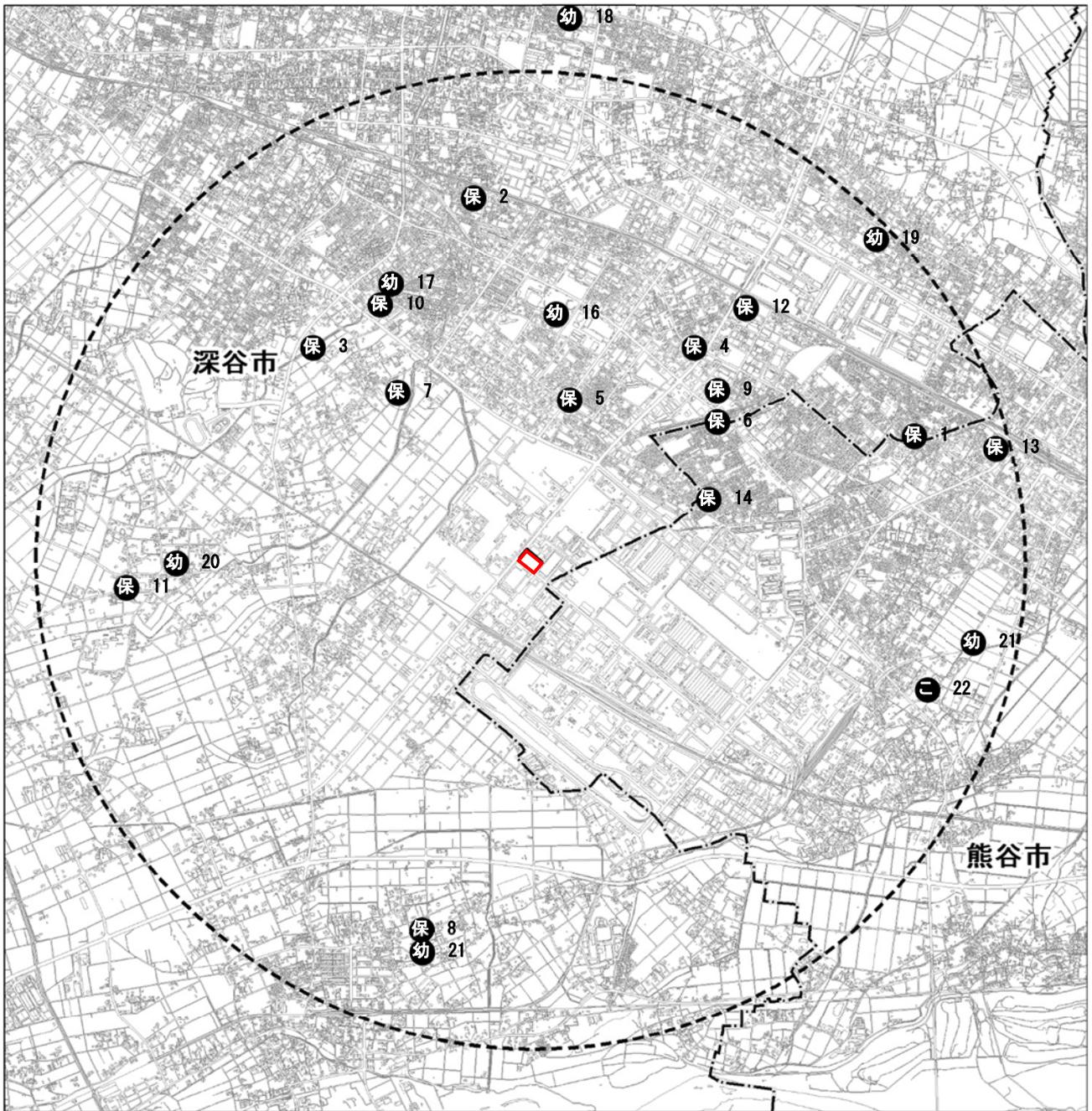
調査区域及びその周辺には、保育園が 15 箇所、幼稚園が 6 箇所、認定こども園が 1 箇所、小学校が 9 箇所、中学校が 4 箇所、高等学校が 5 箇所、特別支援学校が 1 箇所、大学・短期大学が 1 箇所、病院が 5 箇所、福祉施設が 11 箇所、図書館が 1 箇所存在する。

表 3-1-5-1(1) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	所在地
1	保育園	あけぼの保育園	深谷市 東方 3700-3
2		つばき保育園	上柴町西 1-9-18
3		仙元山保育園	上野台 3101
4		東つばき保育園	上柴町東 1-24-3
5		桃園第 2 ナーサリースクール	上柴町東 5-15-9
6		栃の木保育園	上柴町東 3-18-3
7		のぞみ保育園	人見 92-1
8		川本の子キッズ保育園	長在家 172
9		第 2 のぞみ保育園キッズガーデン	上柴町東 3-8-8
10		桜ヶ丘保育園	上野台 2891-1
11		深谷藤沢保育園	人見 1963-3
12		深谷上柴保育園	上柴町東 2-1-2
13		籠原保育所	熊谷市 新堀 1124
14		ことぶき乳児保育園	三ヶ尻 6338-2
15		ことぶき花ノ木保育園	三ヶ尻 1817
16	幼稚園	上柴西幼稚園	深谷市 上柴町西 5-18-5
17		桜ヶ丘幼稚園	上野台 508
18		常盤幼稚園	常盤町 58-2
19		幡羅幼稚園	東方町 3-25-1
20		藤沢幼稚園	人見 1625
21		川本若竹幼稚園	長在家 172
22	認定こども園	三尻こども園	熊谷市 拾六間字芝付 419

表 3-1-5-1(2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	所在地		
23	小学校	幡羅小学校	深谷市	東方町 3-25-1	
24		桜ヶ丘小学校		上野台 508	
25		藤沢小学校		人見 1626	
26		常盤小学校		常盤町 58-2	
27		上柴西小学校		上柴町西 5-11-1	
28		上柴東小学校		上柴町東 5-9-1	
29		川本北小学校		長在家 143	
30		三尻小学校		熊谷市	三ヶ尻 2862-1
31		籠原小学校			新堀 1143
32	中学校	幡羅中学校	深谷市	常盤町 38	
33		藤沢中学校		人見 1973	
34		上柴中学校		上柴町西 2-23-1	
35		三尻中学校		熊谷市	三ヶ尻 2743
36	高等学校	深谷商業高等学校	深谷市	原郷 80	
37		深谷第一高等学校		常盤町 21-1	
38		正智深谷高等学校		上野台 369	
39		東京成徳大学深谷		宿根 559	
40		熊谷西高等学校		熊谷市	三ヶ尻 2066
41	特別支援学校	熊谷特別支援学校	熊谷市	川原明戸 605	
42	大学・短期大学	東都大学	深谷市	上柴町西 4-2-11	
43	病院	深谷赤十字病院	深谷市	上柴町西 5-8-1	
44		医療法人良仁会 桜ヶ丘病院		国済寺 408-5	
45		医療法人社団優慈会 佐々木病院		西島町 2-16-1	
46		医療法人信猶会 菊地病院		上野台 371	
47		籠原病院		熊谷市	美土里町 3-136
48	福祉施設	ハローステーション	深谷市	人見 479-5	
49		介護療養型老人保健施設アルメリア		人見 2031	
50		特別養護老人ホーム 飛鳥の郷		上原 496	
51		特別養護老人ホームふじさわ苑		人見 2028-3	
52		ショートステイ ひびき		長在家 3976	
53		短期入所生活介護 ゆかりの家		人見 2051-1	
54		あねとす病院		人見 1975	
55		特定施設養護盲老人ホームひとみ園		人見 1665-3	
56		なでしこ訪問看護ステーション		熊谷市	美土里町 2-79-2
57		短期入所生活介護 熊谷ホーム			新堀 1141
58	短期入所介護 のぞみの里	拾六間 299-1			
59	図書館	上柴図書館	深谷市	上柴町西 4-2-14	



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

- 保 保育園
- 幼 幼稚園
- こ こども園

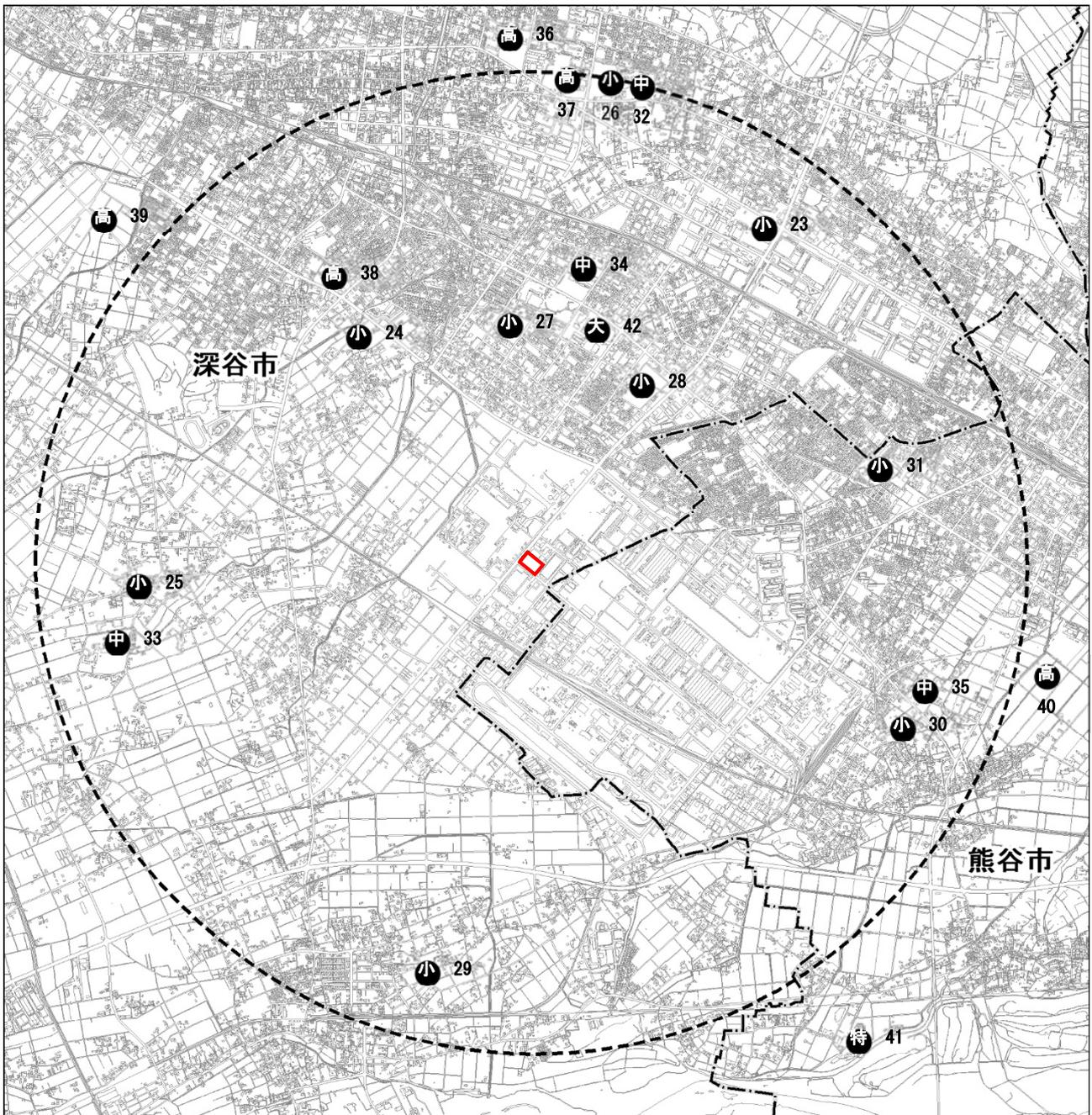
資料：埼玉県ホームページ
 深谷市ホームページ
 熊谷市ホームページ

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3-1-5-1 (1) 環境保全上配慮が特に必要な施設（保育園等）



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

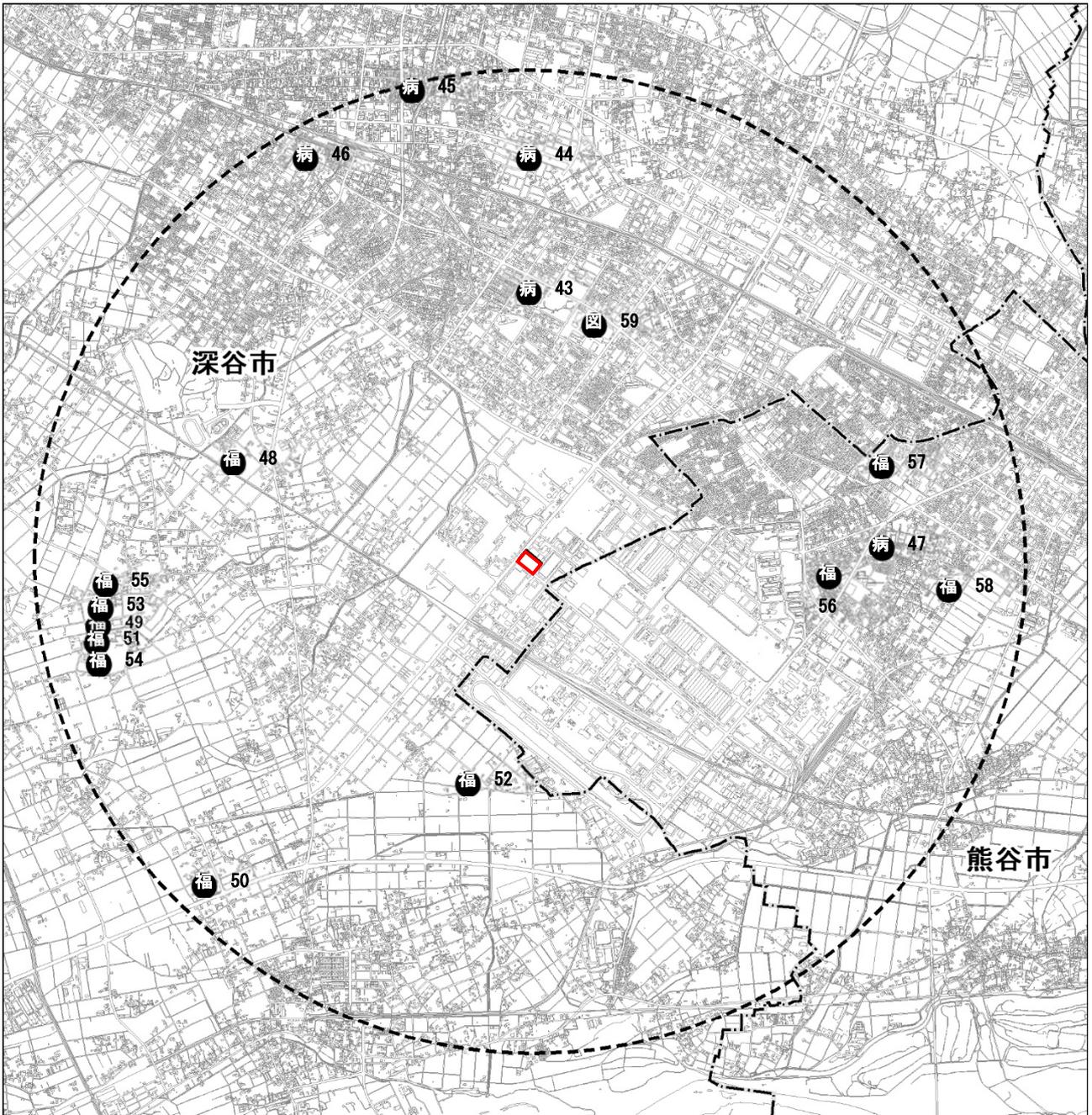
- 小学校
- 特別支援学校
- 中学校
- 高等学校
- 大学・短期大学

資料：埼玉県ホームページ
 深谷市ホームページ
 熊谷市ホームページ

1:32,000



図 3-1-5-1 (2) 環境保全上配慮が特に必要な施設 (学校等)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

資料：埼玉県ホームページ
 深谷市ホームページ
 熊谷市ホームページ

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000
 m

N



図 3-1-5-1(3) 環境保全上配慮が特に必要な施設（病院等）

2. 環境保全上配慮が必要な住宅

環境保全上配慮が必要な住宅としては、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域として第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域が挙げられる。

調査区域及びその周辺の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 3-1-2-3（P3-13 参照）に示すとおりであり、調査区域の北東約 760m には第 1 種中高層住居専用地域（深谷市）があり、同じく北東約 1km には第 1 種低層住居専用地域（熊谷市）が存在している。

3-1-6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1. 下水道

関係市における令和元年度末の公共下水道整備状況を表 3-1-6-1 に示す。

対象事業実施区域の位置する深谷市の公共下水道普及率は 58.0% であり、熊谷市の公共下水道の普及率は 47.0% となっている。

表 3-1-6-1 公共下水道整備状況

市名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
深谷市	142,556	82,673	58.0
熊谷市	194,542	91,388	47.0

(資料：埼玉県統計年鑑)

行政人口は令和元年度末日現在の住民基本台帳人口

2. し尿処理水洗化状況

関係市における令和 2 年度の水洗化状況を表 3-1-6-2 に示す。

対象事業実施区域の位置する深谷市の水洗化率は 96.1% であり、熊谷市の水洗化率は 95.8% となっている。

表 3-1-6-2 水洗化状況

市名	総人口 (人)	水洗化人口 (人)			水洗化率 (%)	非水洗化人口 (人)			非水洗化率 (%)
		公共 下水道	浄化槽	計		計画収集	自家処理	計	
深谷市	142,966	75,034	61,414	137,448	96.1	5,518	0	5,518	3.9
熊谷市	194,815	85,879	101,803	187,682	95.8	8,132	0	8,132	4.2

(資料：埼玉県 一般廃棄物処理事業の概況 (令和 2 年度実績))

3. し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市における令和 2 年のし尿・浄化槽汚泥処理量を表 3-1-6-3 に示す。

深谷市、熊谷市とも下水道投入及び自家処理等はなく、すべて処理施設において処理されている。対象事業実施区域の位置する深谷市の処理量合計は 37,417kL となっている。

表 3-1-6-3 し尿・浄化槽汚泥処理量

(単位：kL)

市名	くみ取りし尿	浄化槽汚泥	処理量合計
深谷市	3,155	34,262	37,417
熊谷市	20,001	59,894	79,895

(資料：埼玉県 一般廃棄物処理事業の概況 (令和 2 年度実績))

4. ごみ排出量

関係市における令和2年度のごみ排出量を表3-1-6-4に、対象事業実施区域の位置する深谷市の過去5年間のごみ排出量の推移を図3-1-6-1に示す。

深谷市のごみ総排出量は56,427tであり、内訳は事業系ごみが10,885t、生活系ごみが44,096tとなっている。

なお、過去5年間の推移では、生活系ごみは増加傾向、事業系ごみは増加した後減少傾向にある。

表 3-1-6-4 ごみ排出量

(単位：t)

市名	ごみ総排出量					
	事業系ごみ量	生活系ごみ量		集団回収量		
		資源ごみ量	家庭系ごみ量			
深谷市	10,885	44,096	4,785	39,311	1,446	56,427
熊谷市	21,931	56,972	3,628	53,344	1,718	80,621

(資料：埼玉県 一般廃棄物処理事業の概況 (令和2年度実績))

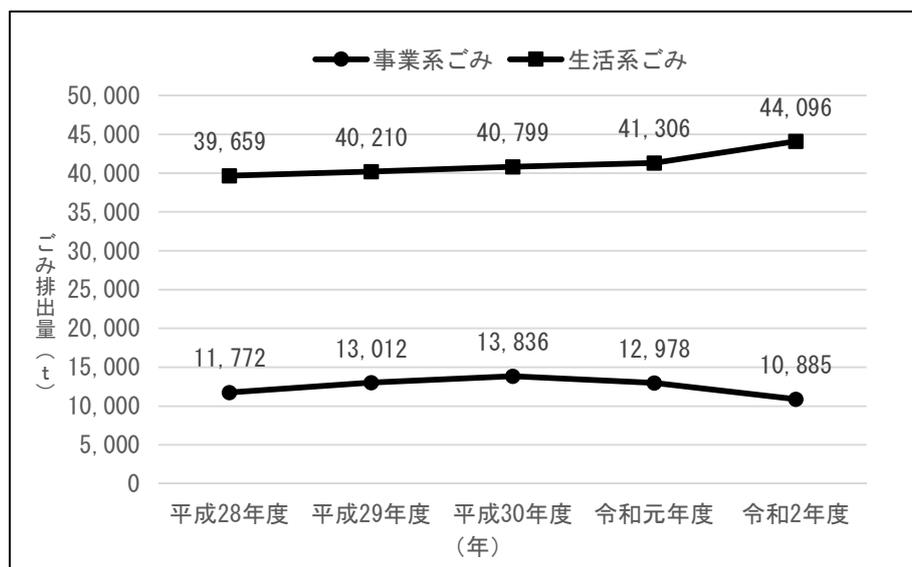


図 3-1-6-1 深谷市のごみ排出量の推移

5. 1日当たりのごみ排出量

関係市における令和2年度の1日当たりのごみ排出量を表3-1-6-5に示す。

対象事業実施区域の位置する深谷市における1日当たりのごみ排出量は155t、1人1日当たりのごみ排出量は1,081gとなっている。

表3-1-6-5 ごみ排出量

市名	総排出量 (t)	計画収集人口 (人)	1日当たりの 排出量 (t)	1人1日当たりの 排出量 (g)
深谷市	56,427	142,966	155	1,081
熊谷市	80,621	195,814	221	1,128

(資料：埼玉県 一般廃棄物処理事業の概況 (令和2年度実績))

6. ごみ処理量

関係市における令和2年度のごみ処理量を表3-1-6-6に示す。

対象事業実施区域の位置する深谷市におけるごみの総処理量は55,137tであり、内訳は直接焼却量が47,833t、焼却以外の中間処理量が4,441t、直接資源化量が2,863tとなっている。

表3-1-6-6 ごみ処理量

(単位：t)

市名	総処理量 (t)	処理区分			
		直接焼却量	直接焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	直接最終処分量
深谷市	55,137	47,833	4,441	2,863	0
熊谷市	78,844	70,409	4,780	3,481	174

(資料：埼玉県 一般廃棄物処理事業の概況 (令和2年度実績))

7. 再生利用状況

関係市における令和2年度の再生利用状況を表3-1-6-7に示す。

対象事業実施区域の位置する深谷市における再生利用量は12,655tであり、内訳は直接資源化量が2,843t、中間処理後再生利用量が8,346t、集団回収量が1,446tとなっている。

また、再生利用率は22.4%となっている。

表3-1-6-7 再生利用状況

市名	再生利用量 (t)				総処理量 + 集団回収量 (t)	再生利用率 (%)
	直接 資源化量	中間処理後 再生利用量	集団回収量			
深谷市	12,655	2,843	8,346	1,446	56,583	22.4
熊谷市	16,701	3,481	11,502	1,718	80,562	20.7

(資料：埼玉県 一般廃棄物処理事業の概況 (令和2年度実績))

3-1-7 法令による指定及び規制等の状況

1. 大気汚染

1) 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準

大気に係る環境基準を表 3-1-7-1～表 3-1-7-3 に示す。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準を表 3-1-7-4 に示す。

なお、大気汚染に係る環境基準には類型指定はない。

表 3-1-7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 	

(資料：大気汚染に係る環境基準（昭和 48（1973）年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
二酸化窒素に係る環境基準（昭和 53（1978）年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）)

表 3-1-7-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

(資料：有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(平成9(1997)年2月4日環境庁告示第4号))

表 3-1-7-3 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

(資料：微小粒子状物質に係る環境基準(平成21(2009)年9月9日 環境省告示第33号))

表 3-1-7-4 大気環境中のダイオキシン類に係る環境規基準

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。		

(資料：ダイオキシン類に係る環境基準(平成11(1999)年12月27日環境庁告示第68号))

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域の指定状況及び規制基準

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）では、火格子面積が 2m² 以上、または焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスには、埼玉県の指導方針による指導基準や埼玉県の条例による上乘せ基準が定められている。

○硫黄酸化物

硫黄酸化物の K 値による排出基準を表 3-1-7-5 に示す。深谷市、熊谷市とも 100 号地域の基準が適用される。

また、深谷市、熊谷市とも総量規制及び燃料使用規制は適用されない。

表 3-1-7-5 K 値による排出基準

大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例 (新設・既設の区別なし)
地域区分	一般排出基準	特別排出基準 (S49.4.1 以降設置)	
100 号地域	17.5	—	17.5

(資料：埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係（平成 30 年 12 月埼玉県））

○ばいじん

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準を表 3-1-7-6 に示す。

表 3-1-7-6 ばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の種類の種類		規模 (焼却能力)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	新設 平成 10 年 7 月 2 日 以降に設置	4,000kg/時以上	0.04
		2,000～4,000kg/時	0.08
		2,000kg/時未満	0.15
	既設 平成 10 年 7 月 1 日 以前に設置	4,000kg/時以上	0.08
		2,000～4,000kg/時	0.15
		2,000kg/時未満	0.25

(資料：埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係（平成 30 年 12 月埼玉県））
排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正を行う。

○窒素酸化物

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく、廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び埼玉県工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針に基づく、窒素酸化物の指導基準を表 3-1-7-7 に示す。

表 3-1-7-7 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/時)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4 以上	250	180
		4 未満	250	180
	前項以外	4 以上	250	180
		4 未満	—	180

(資料：埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係（平成 30 年 12 月埼玉県）
昭和 59 年 10 月 1 日以降に設置した施設に対する基準を示す。
排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正を行う。

○有害物質

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく、廃棄物焼却炉から排出される有害物質（塩化水素）の排出基準及び上乗せ基準を表 3-1-7-8 に示す。

表 3-1-7-8 有害物質（塩化水素）の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		排出基準 (mg/m ³ N)	上乗せ基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 50 kg/未満	700	500
	焼却能力 500kg/時以上	700	200

(資料：埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係（平成 30 年 12 月埼玉県）
排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正を行う。

○ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準を表 3-1-7-9 に示す。

また、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(以下「新ガイドライン」という。)では、今後建設される新設のごみ焼却炉について表 3-1-7-10 に示す恒久対策の基準が示されている。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、表 3-1-7-11 に示すダイオキシン類の量の基準の適用を受ける。

表 3-1-7-9 ダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類の種類	規模要件	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)		
		新設	既設	
廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上または火床面積 0.5m ² 以上	焼却能力 4t/時以上	0.1	1
		焼却能力 2t/時以上 ～4t/時未満	1	5
		焼却能力 2t/時未満	5	10

(資料：ダイオキシン類に関する規制について(平成 30 年 10 月埼玉県))

注 1) 廃棄物焼却炉(火格子面積 2m² 以上または焼却能力 200kg/時以上)は、平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの(設置工事を行っているものを含む)が既設となる。

2) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

3) 排出基準は、標準酸素濃度(0n%=12%)による補正を行う。

表 3-1-7-10 新ガイドラインの恒久対策の基準

炉の種類	区分		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5
		旧ガイドライン非適用炉	1
准連続炉 機械化バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

(資料：ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について(平成 9 年 1 月(衛環 21 号))(環境省))
排出基準は、標準酸素濃度(0n%=12%)による補正を行う。

表 3-1-7-11 ばいじん等の処分を行う場合のダイオキシン類の量の基準

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(廃棄物焼却炉)	基準値
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 1g につき含まれる ダイオキシン類の量	3ng-TEQ/g

(資料：ダイオキシン類に関する規制について(平成 30 年 10 月埼玉県))

○水銀

平成 25 年 10 月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、「水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 41 号）（以下「改正法」という。）をはじめ「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年環境省令第 22 号）（以下「改正規則」という。）等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表 3-1-7-12 に示すとおりであり、平成 30 年 4 月 1 日に施行されている。

表 3-1-7-12 水銀の排出基準

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
		新設	既設
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第 7 条第 5 号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積 2m ² 以上または 焼却能力 200kg/時以上	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	全ての施設	50	100

（資料：大気汚染防止法の一部を改訂する法律等の施行について（平成 28 年 9 月）（環水大大発第 1609264 号）
（環境省））

排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正を行う。

○自動車 NO_x・PM 法に基づく対策地域

環境省は、自動車からの排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）（以下「NO_x・PM 法」という。）に基づき、窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。

なお、関係市は全て自動車 NO_x・PM 法の適用地域である。

（資料：自動車 NO_x・PM 法対策地域図（埼玉県ホームページ））

2. 騒音

1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準を表 3-1-7-13～表 3-1-7-15 に示す。

対象事業実施区域は工業専用地域であるため、一般地域の環境基準は適用されない。

表 3-1-7-13 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	該当地域	時間区分	
		昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	55dB 以下	45dB 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用地地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

(資料：令和 3 年版 埼玉県環境白書)
工業専用地域については適用されない。

表 3-1-7-14 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

(資料：令和 3 年版 埼玉県環境白書)

表 3-1-7-15 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

区分	昼間	夜間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

(資料：令和 3 年版 埼玉県環境白書)

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20m の区間をいう。

窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域の指定状況及び規制基準

○騒音規制法等に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3-1-7-16 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。対象事業実施区域は、工業専用地域（前掲図 3-1-2-3（P3-13 参照））であり、第 4 種区域となっている。

表 3-1-7-16 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 午前 6 時 から 午前 8 時	昼間 午前 8 時 から 午後 7 時	夕 午後 7 時 から 午後 10 時	夜間 午後 10 時 から 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65dB	70dB	65dB	60dB

（資料：工場・事業場等の騒音・振動規制について（埼玉県ホームページ））

備考)

1. 表に掲げた値は、工場・事業場の敷地境界における基準値である。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB を減じた値とする。（第 1 種区域を除く。）

○作業場等における騒音規制

埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）では、県内全域（さいたま市を除く）を対象に表 3-1-7-17 に示す規制対象作業場を指定し、騒音を規制している。

なお、作業場等に係る騒音規制は表 3-1-7-16 に示す区域区分及び規制基準と同一である。

表 3-1-7-17 規制対象作業場

①廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が 150m ² 以上であるもの
②自動車駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 4 号に規定する自動車の収容能力が 20 台以上のものに限る。）
③トラックターミナル（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 6 項に規定するトラックターミナルをいう。）

（資料：作業場等における騒音・振動規制について及び埼玉県生活環境保全条例 別表第 6（埼玉県ホームページ））

○騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3-1-7-18 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、工業専用地域（前掲図 3-1-2-3（P3-13 参照））であり、2 号区域となっている。

表 3-1-7-18 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域	85dB	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜 休日
	2 号区域		工業地域 工業専用地域（一部地域）	午後 10 時から 午前 6 時		

（資料：令和 3 年版 埼玉県環境白書、特定建設作業騒音・振動規制について（埼玉県ホームページ）

備考)

1. 基準値は、作業を行う場所の敷地境界において適用される。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 騒音規制法の対象となる特定建設作業は、以下のとおりである。
 - ①くい打機を使用する作業
 - ②びょう打機を使用する作業
 - ③さく岩機を使用する作業
 - ④空気圧縮機を使用する作業
 - ⑤コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業
 - ⑥バックホウを使用する作業
 - ⑦トラクターショベルを使用する作業
 - ⑧ブルドーザーを使用する作業

○騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく自動車騒音の要請限度を表3-1-7-19に示す。

対象事業実施区域は、工業専用地域(前掲図3-1-2-3(P3-13参照))であるため、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度が適用されない。

表3-1-7-19 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域区分	昼間	夜間
	午前6時から午後10時	午後10時から午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

(資料：令和3年版 埼玉県環境白書)

備考)

1. ()内は、幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)である。
2. 区域区分は、以下のとおりである。
 - a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
 - b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
 - c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3. 振動

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 3-1-7-20 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、工業専用地域（前掲図 3-1-2-3（P3-13 参照））であるため、規制基準は適用されない。

表 3-1-7-20 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 午前 8 時から午後 7 時	夜間 午後 7 時から午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

（資料：工場・事業場等の騒音・振動規制について（埼玉県ホームページ））

備考)

1. 表に掲げた値は、工場・事業場の敷地境界における基準値である。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB を減じた値とする。

2) 作業場等における振動規制

埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）では、県内全域（さいたま市を除く）を対象に表 3-1-7-21 に示す規制対象作業場を指定し、振動を規制している。

なお、作業場等に係る振動規制は表 3-1-7-20 に示す区域区分及び規制基準と同一である。

表 3-1-7-21 規制対象作業場

<p>①廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が 150m² 以上であるもの</p> <p>②自動車駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 4 号に規定する自動車の収容能力が 20 台以上のものに限る。）</p> <p>③トラックターミナル（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 6 項に規定するトラックターミナルをいう。）</p>

（資料：作業場等における騒音・振動規制について及び埼玉県生活環境保全条例 別表第 6（埼玉県ホームページ））

3) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3-1-7-22 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、工業専用地域（前掲図 3-1-2-3（P3-13 参照））であるため、規制基準は適用されない。

表 3-1-7-22 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域	75dB	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜 休日
	2号区域		工業地域	午後 10 時から 午前 6 時		

（資料：令和 3 年版 埼玉県環境白書、特定建設作業騒音・振動規制について（埼玉県ホームページ））

備考)

1. 基準値は、作業を行う場所の敷地境界において適用される。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 振動規制法の対象となる特定建設作業は、以下のとおりである。
 - ①くい打機等を使用する作業
 - ②鋼球を使用して破壊する作業
 - ③舗装版破砕機を使用する作業
 - ④ブレーカーを使用する作業

4) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-1-7-23 に示すとおりである。対象事業実施区域は、工業専用地域(前掲図 3-1-2-3 (P3-13 参照))であるため、要請限度は適用されない。

表 3-1-7-23 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域区分		昼間 午前 8 時から午後 7 時	夜間 午後 7 時から午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域)	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

(資料：振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間(昭和 52 年埼玉県告示第 1345 号))

備考)

1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界とする。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5dB 減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

4. 悪臭

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき規制地域が指定されており、関係市のうち対象事業実施区域の位置する深谷市は臭気指数基準値(2)による規制、熊谷市は臭気指数基準値(1)による規制が行われている。

なお、対象事業実施区域の区域区分はC区域である。

臭気指数規制基準を表3-1-7-24～表3-1-7-26に示す。

表3-1-7-24 臭気指数による規制基準(敷地境界)

区域区分		基準値	
		臭気指数(1)	臭気指数(2)
A区域	B、C区域を除く区域	15	15
B区域	農業振興地域	18	21
C区域	工業地域・工業専用地域	18	18

(資料：令和3年版 埼玉県環境白書)

注) 基準値(1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

基準値(2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

表 3-1-7-25 臭気指数による規制基準（煙突等の排出口）

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。

<悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号排出口の実高さが 15m 以上の施設>

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$qt = 60 \times 10^4 \div F_{\max}$$

$$A = L \div 10 - 0.2255$$

これらの式において、qt、 F_{\max} 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。

- qt : 排出ガスの臭気排出強度（単位：m³N/分）
- F_{\max} : 別表第 3 に定める式により算出される F (x)（臭気排出強度 1m³N/秒に対する排出口からの風下距離 x（単位：m）における地上での臭気濃度）の最大値（単位：秒/m³N）。ただし、F (x) の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量（単位：m³N/秒）で除した値を超えると、1 を排出ガスの流量で除した値とする。
- L : 敷地境界における規制基準

別表第 3

$$F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp(-(\text{He}(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$$

備考

この式において、x、 σ_y 、 σ_z 、及び He (x) は、それぞれ次の値を表すものとする。

- X : 排出口からの風下距離（単位：m）
- σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅（単位：m）
- σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅（単位：m）
- He (x) : 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ（単位：m）。ただし、次式における Hi と ΔH_d の和が周辺最大建物の高さの 0.5 倍未満となる場合、0m。

$$\text{He}(x) = H_i + \Delta H + \Delta H_d$$

この式において、Hi、 ΔH 及び ΔH_d は、それぞれ次の値を表すものとする。

- Hi : 第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位：m）
- ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ（単位：m）
- ΔH_d : 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ

（単位：m）

Hi が Hb 未満の場合	-1.5Hb
Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi-2.5Hb
Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合	0

この表において、Hi は第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位：m）を、Hb は周辺最大建物の高さ（単位：m）を表すものとする。

（資料：令和 3 年版 埼玉県環境白書、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2）

表 3-1-7-26 臭気指数による規制基準（排水）

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。

換算式： $I_w=L+16$

I_w : 排水の臭気指数

L : 敷地境界線における規制基準

(資料：令和 3 年版 埼玉県環境白書)

5. 水質汚濁

1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）を表3-1-7-27及び表3-1-7-28(1)～表3-1-7-28(2)に、地下水の汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）を表3-1-7-29に示す。

なお、対象事業実施区域西側を流れる前川、戸田川は類型指定されていない。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）を、表3-1-7-30に示す。

表3-1-7-27 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

（資料：水質汚濁に係る環境基準（昭和46（1971）年12月28日環境庁告示第59号））

表 3-1-7-28 (1) 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						
(注)						
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度						

（資料：水質汚濁に係る環境基準（昭和 46（1971）年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号））

表 3-1-7-28 (2) 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

（資料：水質汚濁に係る環境基準（昭和 46（1971）年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号））

表 3-1-7-29 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

(資料：地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成 9 (1997) 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号))

表 3-1-7-30 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		

(資料：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）)

2) 公害の防止に関する法令に基づく規制基準及び地域地区の指定状況

○水質汚濁防止法等に基づく特定施設の排水基準

一般廃棄物処理施設であり 1 時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2m² 以上の焼却施設は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）が定める特定施設に該当し、表 3-1-7-31 及び表 3-1-7-32 に示す排水基準が定められている。

また、埼玉県では水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（昭和 46 年条例第 61 号）に基づき、特定施設の種類（業種その他の区分）及び排出水の量に応じた上乗せ基準が県内全域の公共用水域に適用される。焼却施設に係る上乗せ基準は、表 3-1-7-33 に示すとおりである。

なお、水質汚濁防止法に基づく総量規制に係る閉鎖性水域としては、東京湾が指定されており、関係市は全て指定地域に該当する。これにより日平均排水量 50m³ 以上の特定施設を有する特定事業場には、表 3-1-7-34 に示す総量規制基準（平成 24 年埼玉県告示第 163 号）が適用される。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は表 3-1-7-35 に示すとおりであり、本事業において新設する廃棄物処理施設がダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する場合には、この基準値が適用される。

表 3-1-7-31 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

項目		基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
シアン化合物	mg/L	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10
ふっ素及びその化合物	mg/L	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5

（資料：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号））

備考)

1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。

表 3-1-7-32 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項目		基準値
水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）		5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質	mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
燐含有量	mg/L	16（日間平均 8）

（資料：排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号））

備考）

- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1 日あたりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場または事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

表 3-1-7-33 排水基準（上乗せ排水基準）

特定施設	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	フェノール類含有量 (mg/L)
焼却施設	25 (日間平均 20)	60 (日間平均 50)	1

（資料：工場・事業場等排水の水質規制（令和 2 年 4 月埼玉県））

備考）平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設（設置の工事を含ま）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

表 3-1-7-34 排水基準（総量規制基準）

業種 項目 設置日	化学的酸素要求量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
	～H3. 6. 30	H3. 7. 1～	～H14. 9. 30	H14. 10. 1～	～H14. 9. 30	H14. 10. 1～
ごみ処理業	30	30	25	10	1.5	1

（資料：工場・事業場の排水規制（総量規制、汚濁負荷量測定結果報告）（埼玉県ホームページ））

備考）総量規制基準は、指定地域内に所在する特定事業場（特定施設を設置する工場・事業場）のうち、日平均排水量が 50m³ 以上のもの（指定地域内事業場）に適用される。

表 3-1-7-35 ダイオキシン類の排出基準

特定施設	基準値
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10pg-TEQ/L
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	

（資料：ダイオキシン類に関する規制について（平成 30 年 10 月埼玉県））

○土木建設作業に伴う汚水等の基準

埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が定められている。

作業において汚水等を排出する場合は、前掲表 3-1-7-31（P3-52 参照）及び表 3-1-7-36 の基準が適用される。

表 3-1-7-36 指定土木建設作業に係る排水基準

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	180（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油類含有量）	5 mg/L

（資料：工場・事業場等排水の水質規制（令和 2 年 4 月埼玉県））

6. 土壌汚染

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく土壌汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）は表 3-1-7-37 に、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）は表 3-1-7-38 に示すとおりである。

また、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）では土壌汚染状態の基準が表 3-1-7-39 に示すとおり定められており、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）においても、土壌汚染基準（法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）を定めている。

表 3-1-7-37 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

（資料：土壌の汚染に係る環境基準（平成 3（1991）年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号））

表 3-1-7-38 ダイオキシン類の環境規基準

項目	基準値	測定方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナー-ポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 		

（資料：ダイオキシン類に係る環境基準（平成11（1999）年12月27日環境庁告示第68号））

表 3-1-7-39 土壌の汚染状態の基準

分類	特定有害物質	基準値	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第1種 特定有害物質	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	—
	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—
	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	—
第2種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50 mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	総水銀：0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀：検出されないこと	15 mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	
第3種 特定有害物質	シマジン	0.003 mg/L 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	—
	チウラム	0.006 mg/L 以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機リン化合物	検出されないこと	—

(資料：令和3年版 埼玉県環境白書)

備考)

1. 土壌溶出量基準は25の特定有害物質全てについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
2. 土壌溶出量基準は、土壌の汚染に係る環境基準の備考欄の「環境上の条件」の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
3. 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上記の表と同じである。

7. 地盤沈下

工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく地下水採取規制地域を図 3-1-7-1 に示す。

対象事業実施区域は、埼玉県生活環境保全条例に基づく第二種指定地域である。



(資料：地下水採取の規制（埼玉県ホームページ）)

図 3-1-7-1 地下水採取規制地域図

8. 景観

対象事業実施区域の位置する深谷市では、埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画が適用され、一定規模を超える、建築や工作物の新築や修繕を行う場合には深谷市に届出が必要となり、外観の色彩やデザインなどについて、景観形成基準を踏まえる必要がある。

9. 廃棄物

埼玉県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）の規定に基づき、令和 3 年 3 月に第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、5 年の期間を設けて取組むこととしている。

また、対象事業実施区域の位置する深谷市では、平成 29 年 3 月に深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理と循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、令和 8 年度を計画目標年度とする取組みを行っている。

10. 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、令和 2 年 3 月に埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）策定し、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減の目標を設定し、緩和策と適応策を明確にしている。

また、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）は、埼玉県の環境に関する上位計画である埼玉県環境基本計画（第 4 次）の個別計画としても位置づけられている。

11. 自然関係法令等

調査範囲及びその周辺の自然環境保全に係る法令等による指定状況を、表 3-1-7-40 に示す。

表 3-1-7-40 自然関係法令等に基づく指定の状況

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺 地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境 保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの 緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる 条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具 使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	ラムサール条約
登録簿に 挙げられている 湿地の区域		×	×		
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防 止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	○	砂防法
	土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における土 砂災害防止対策の推進に関する 法律
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	×	河川法
	河川保全区域		×	×	
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
×			×	建築物用地下水の採取の規制に 関する法律	
○			○	埼玉県生活環境保全条例	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

1) 鳥獣保護区等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況を図 3-1-7-2 に示す。

調査範囲及びその周辺には、鳥獣保護区（仙元山公園）及び特定猟具使用禁止区域（銃）の指定がある。

なお、対象事業実施区域は特定猟具使用禁止区域（銃）となっている。

2) 砂防指定地

砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定状況を図 3-1-7-3 に示す。

調査範囲及びその周辺には、砂防指定地として押切川、前川がある。

なお、対象事業実施区域に砂防指定地はない。

3) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域の指定状況を図 3-1-7-4 に示す。

調査範囲及びその周辺には、土砂災害警戒区域の指定がある。

なお、対象事業実施区域に土砂災害警戒区域の指定はない。

4) 地下水採取規制区域

調査範囲及びその周辺は、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく規制地域である。

なお、対象事業実施区域は、埼玉県生活環境保全条例に基づく指定地域（第二種指定地域）となっており、揚水機の吐出口の断面積の合計が 6cm^2 を超える場合は知事への届出が必要となる。

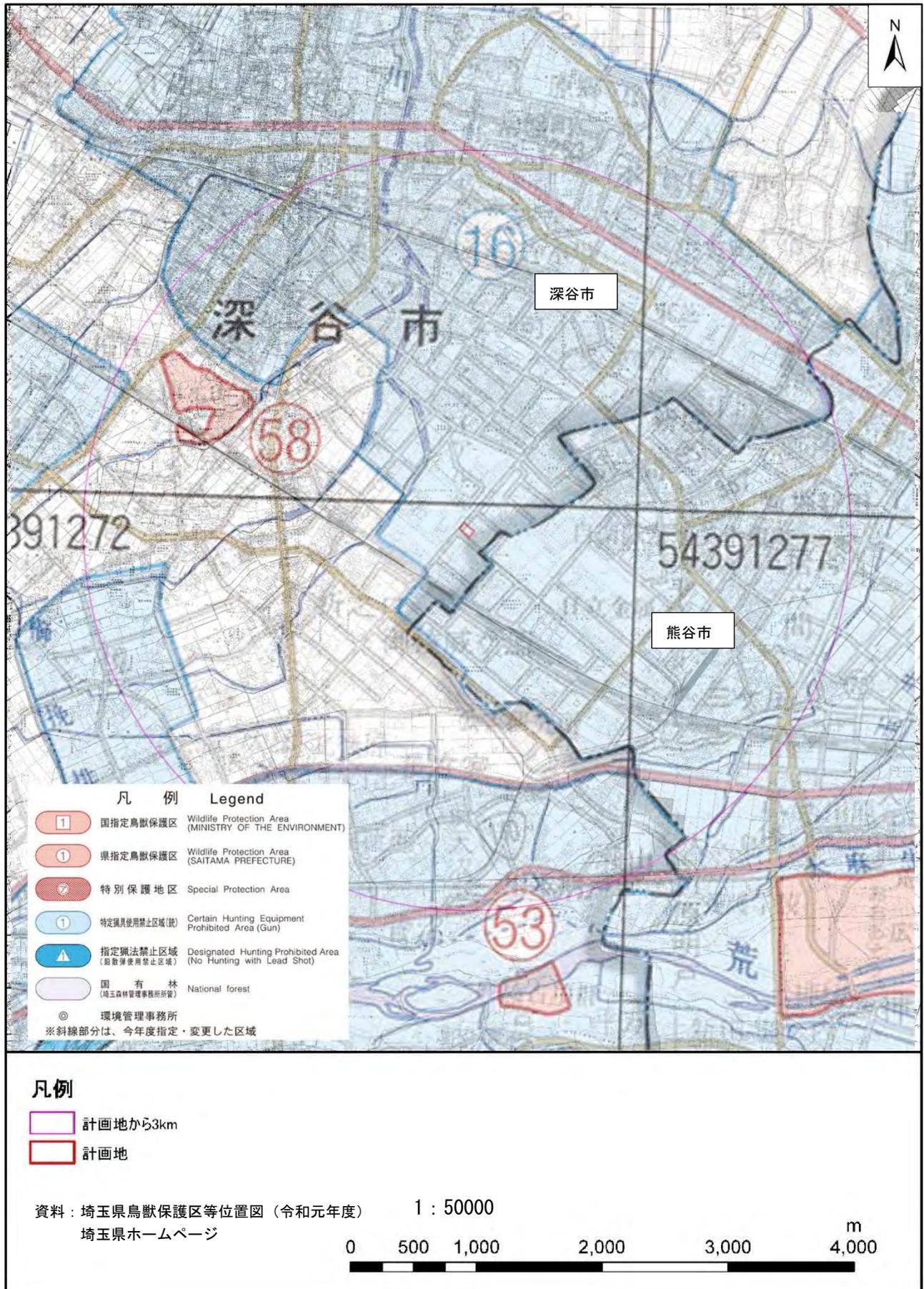


図 3-1-7-2 鳥獣保護区等の指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

砂防指定地（面）

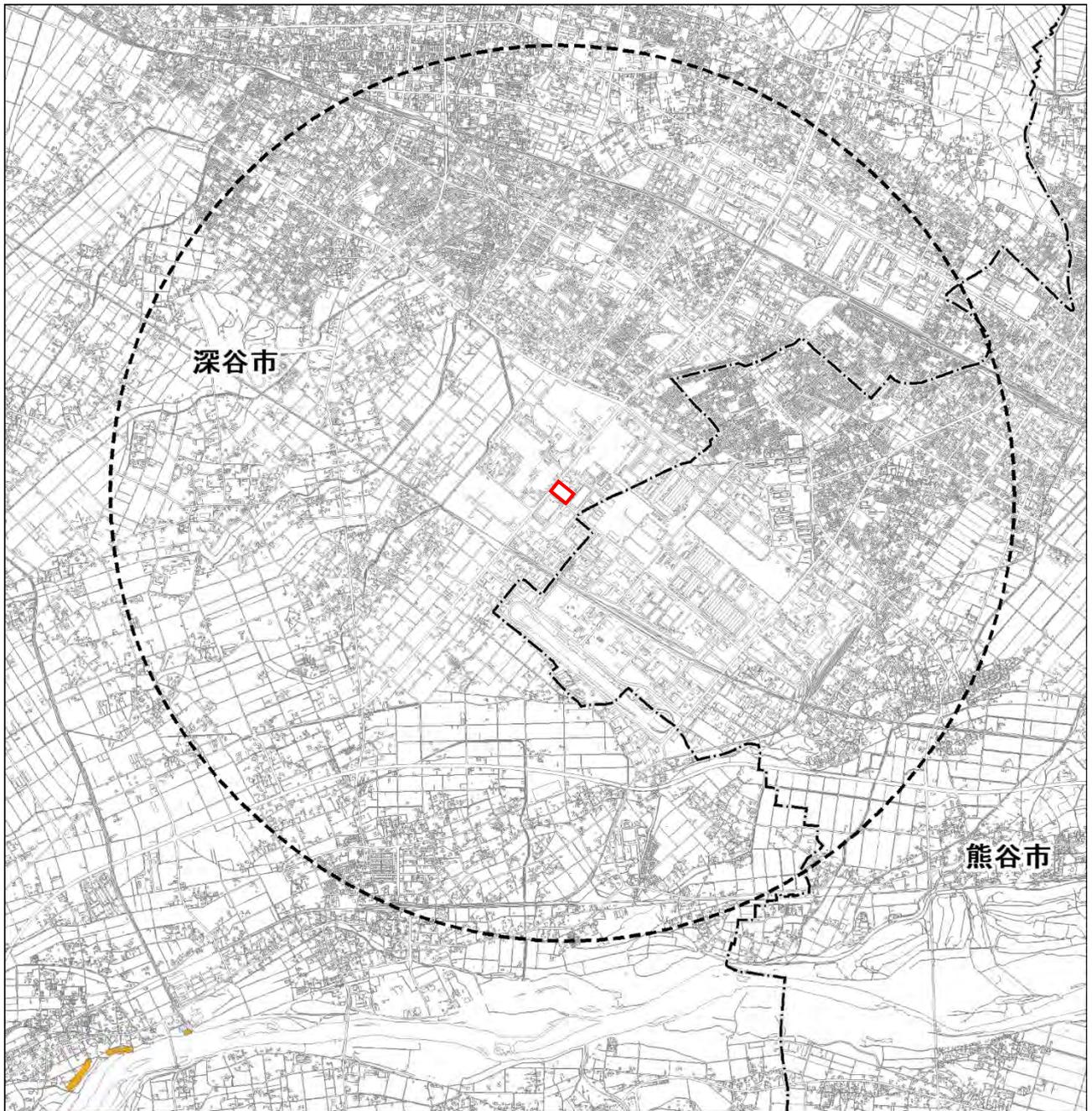
資料：環境アセスメントデータベース
（環境省ホームページ）

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3-1-7-3 砂防指定地の指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界
- 土砂災害警戒区域

資料：環境アセスメントデータベース
(環境省ホームページ)

1:35,000

0 250500 1,000 1,500 2,000
m



図 3-1-7-4 土砂災害警戒区域の指定状況